

# 建設の安全

# 12

建設業労働災害防止協会

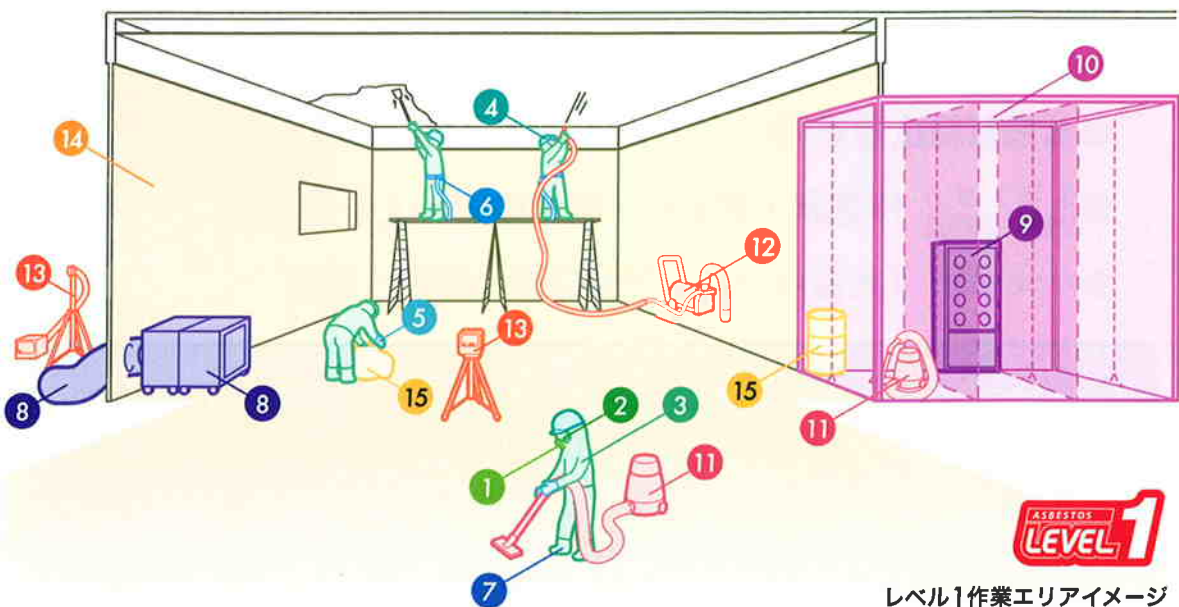
- 建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるに当たって — 厚生労働省 建設安全対策室長 —
- (株)熊谷組広島支店にCOHSMS評価証を交付!!
- 建設工事の安全衛生基礎講座 作業床・手すり・幅木の使用上の注意点
- わが社の安全 「共有ルール」でリスクの除去・低減



# ミドリ安全が石綿対策をトータルサポート致します。



「ばく露防止と環境飛散防止対策」のための、さまざまな石綿対策商品を取りそろえております。  
ぜひお問い合わせください。



レベル1作業エリアイメージ

- |          |              |         |
|----------|--------------|---------|
| 1 呼吸用保護具 | 7 作業靴        | 13 測定機器 |
| 2 保護メガネ  | 8 負圧集じん機     | 14 養生関連 |
| 3 保護衣    | 9 洗浄設備       | 15 廃棄部材 |
| 4 保護帽    | 10 セキュリティゾーン | 標識      |
| 5 作業手袋   | 11 真空掃除機     | 暑熱対策    |
| 6 安全帯    | 12 エアレスプレイヤー | 応急・救急用品 |



# 建設の安全 12

## CONTENTS

- ごあいさつ ————— 2  
平成19年度建設業年末年始労働災害防止  
強調期間を迎えるに当たって  
／厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課  
建設安全対策室長 小松 克行
- (株)熊谷組広島支店にCOHSMS評価証を交付!! ————— 3  
／建設業労働災害防止協会
- 第45回全国建設業労働災害防止大会 ————— 4  
研究発表論文を募集!!  
／建設業労働災害防止協会
- 平成20年度「顕彰基金による顕彰」 ————— 7  
作品募集!
- ニュース ————— 8  
「産業殉職者合祀慰霊式」に当協会から  
才賀理事が出席
- 建設工事の安全衛生基礎講座 ————— 10  
作業床・手すり・幅木の使用上の注意点  
／(社)仮設工業会 技術専門役  
武石 和彦
- 健康管理コーナー ————— 14  
お酒は長〜く楽しみたい  
／鹿島労災病院 伊藤 隆

### ■表紙のこぼれ ーケルン大聖堂ー

ドイツ西部のライン河畔に位置し、双塔の高さは157m、全長144m、最大幅86mを誇る。1248年に建設が始まり、14世紀前半に内陣が完成するが、しばしば資金不足で工事は滞り、16世紀半ばには完全に中断した。1814年に失われていたオリジナル図面が発見され、1842年にゴシック様式の忠実な再現を旨として工事が再開し、1880年に着工から632年を経てようやく完成した。1996年、世界遺産登録。

- わが社の安全 ————— 18  
「共有ルール」でリスクの除去・低減  
／(株)ガイアート T・K 品質環境安全部  
安全担当部長 坂下 健治
- ほっとコーナー ————— 24  
もしもの前に介護サービスのことを知っておきませんか?  
／石川産業保健推進センター相談員  
古川 真之祐
- 読者の声Q&A ————— 26  
安全衛生委員会の役割と機能化
- 支部の活動 ————— 28
- 災害事例に学ぶ  
室内塗装中に有機溶剤中毒 ————— 29
- 災害統計 ————— 32

### ■厚生労働省からのお知らせ■

- 石綿健康管理手帳の交付要件の改正について — 8

### ■建災防からのご案内■

- 平成19年度 講習会のご案内 ————— 9

## TOPICS

編集部から

●これから迎える年末年始は、工事が輻輳することもあって、労働災害の多発が危惧されています。このため当協会では、12/1～1/15までの期間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」とし、併せて「平成19年度建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領」を作成しましたのでご活用ください。

なお、この実施要領は、全国47都道府県支部



または本部(広報課)にて配布するとともに当協会ホームページ(<http://www.kensaibou.or.jp/>)でもご紹介しています。

●11月7日現在の建設業における死亡災害発生状況は、対前年同時期比37人の減少となっています。

「師走」を迎え、今年も残すところあと1ヶ月です。死亡災害の過去最少人数を更新するためにも年末年始労働災害防止強調期間実施要領を活用しながら効果的な対策を実践し、皆様が「無事故で明るい正月」を迎えられることを心から願っています。

読者の皆様、一年間「建設の安全」をご愛読いただきありがとうございました。



## 平成19年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間を 迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

建設安全対策室長 小松 克行

建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害の発生状況は、関係者のご尽力により、死傷災害については、昭和53年以降、これまで一貫して減少してきています。死亡災害についても、昭和36年の2,652人をピークとして長期的には減少傾向で推移し、平成17年は497人と初めて500人を切り過去最少となりましたが、残念ながら、平成18年には再度500人を超え、508人となりました。さらに、一度に3人以上の死傷者を伴う重大災害は、近年増加傾向にあり、平成18年は全産業で318件に及び、このうち建設業は120件と4割近くを占めております。

昨年の死亡災害を事故の型別で分析しますと、「墜落・転落」による災害が他の災害と比較して依然として多く、死亡災害の37.4%を占めております。建設業では高所作業が多いことから、法令に基づいて安全な足場の設置や安全帯の使用等、基本的な安全対策をより一層徹底することが強く求められている状況に変わりありません。

これら建設業において発生する労働災害を防止するためには、事業者、発注機関、労働災害防止団体、関係業界団体及び行政が一体となって、総合的な労働災害防止対策を推進することが重要です。

厚生労働省では、本年3月に「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」を改正し、これまでの元方事業者による統括管理と併せて、関係請負人を含めたリスクアセスメント等、自主的な安全衛生活動の推進を重要な柱として位置づけ、労働災害防止対策を推進しております。事業主の皆様方による自主的な安全衛生管理の一層の推進をお願いいたします。

建設業労働災害防止協会におかれましては、毎年、12月1日から翌年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、工事の輻輳化等により災害の発生しやすい年末年始に、労働災害防止の徹底を図るための積極的な運動を展開していただいております。特に本年は7月に新潟県中越沖地震が発生したことにより、今後、災害復旧工事の本格化が見込まれ、降雪、凍結等の厳しい環境下での作業に起因した労働災害等の発生が懸念されるところです。

この強調期間を契機として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深めていただき、来年に向けた新たな安全衛生目標を掲げて、工事現場における安全衛生水準のより一層の向上に努めていただきますようお願いいたします。

無事故・無災害の明るい年末年始となることを期待しております。

## （株）熊谷組広島支店にCOHSMS評価証を交付!!

建設業労働災害防止協会

当協会（錢高一善会長）は、（株）熊谷組広島支店に対し、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）評価サービス」を実施し、COHSMS 評価サービス事業基本要領に基づき「COHSMS 評価証」を交付した。

交付式は11月9日、当協会（東京・港区）にて行われ、伊藤専務理事から船本専務執行役員支店長に、「COHSMS 評価証」と「COHSMS 評価マーク」の交付ならびに今後の改善点を含めた「COHSMS 評価結果報告書」が手渡された。



船本専務執行役員支店長と当協会伊藤専務理事

当協会は、建設企業の求めに応じて、企業が構築した労働安全衛生マネジメントシステムを外部の公正な視点から評価する「COHSMS 評価サービス事業」を実施している。

COHSMS 評価証の交付は「COHSMS 評価サービス事業基本要領」に基づき実施しているもので、企業システムの「妥当性」「有効性」と日頃の地道な安全衛生活動を評価する「努力性」の3つの視点から評価を実施。評価結果を有識者で構成される「COHSMS 評価サービス事業に係る審査会」で審議した後、当協会長から「COHSMS 評価証」等を交付するものである。

今回の交付で、COHSMS 評価証交付件数は40事業場となった。



右：船本専務執行役員支店長  
左：木村広島支店安全環境部部长

### （株）熊谷組広島支店 船本隆則専務執行役員支店長の談話

当社は、労働安全衛生マネジメントシステムを平成11年に導入し、8年目になります。その間、積極的に運用してきました。結果、導入前に比べて大幅に安全成績が向上しました。

しかし、システムに対する外部評価を受けておりませんでした。今回、建災防COHSMS 評価サービスを受け、我々の展開しているシステムが公的機関の評価により基準を満たしていることが認められ、大変うれしく思うと同時に安全管理を進めるうえで大きな自信を得ることになりました。

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を安全管理の道具として活用することにより、安全管理の質の向上を図り、全ての建設現場から災害をなくし、『危険ゼロ』への取り組みを引き続き展開していきたいと思っております。

また、COHSMS 評価を工事入札要件として、企業総合評価の項目に加える発注者も出ており大変ありがたく思っています。今後リスクアセスメントの運用とともに、より一層安全管理のレベルアップを図る所存です。

# 第45回全国建設業労働災害防止大会 研究発表論文を募集!!

建設業労働災害防止協会

企業は、労働災害防止のため、日頃から努力と工夫を重ねた安全衛生管理活動を継続的に実施し、成果を上げています。各企業の地道な努力と工夫は、他の企業の安全衛生管理活動にも大いに役立つものです。

当協会は、会員各位の「リスクアセスメントの実施に関する活動」及び「継続的に実施して効果を上げていく日頃の安全衛生管理活動」等に関する論文を募り、その中から優秀な論文を「全国建設業労働災害防止大会」で発表するとともに、今後の建設業における安全衛生水準の向上に役立てるため、採用されたすべての論文を「全国建設業労働災害防止大会研究発表集」にまとめ、会員企業に提供しています。

つきましては、平成20年10月9日(木)・10日(金)の両日、福岡市博多区の福岡国際センターほかにて開催する「第45回全国建設業労働災害防止大会」の研究発表論文を次のとおり募集いたしますので、会員の皆様からのご応募をお待ちしています。



## 1. 応募要領

### (1) 応募資格

原則として会員企業とします。

なお、建設業の安全衛生管理活動は、元請業者と専門工事業者が協力して実施していることから、会員企業の安全衛生協力会等に組織化されている企業も対象とします。

### (2) 第45回全国大会研究発表 募集論文の 主なテーマ

論文のテーマは、次の「応募区分」により、日常の安全衛生活動の好事例、成果、創意工夫等とします。

#### 「応募区分」

##### ① リスクアセスメントの実施に関する活動

平成18年の労働安全衛生法の改正により、事業者の努力義務とされたリスクアセスメントについて、リスクの特定方法や評価方法（危険度のランク付け方法）等、リスクアセスメントの実施に関わる好事例、創意工夫、成果等について論文を募集します。

##### ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する活動

「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)ガイドライン」が公表されてから約8年が経過しました。

システムを確立した企業では、それぞれの企業の特徴を踏まえたシステムの実施・運用が図られ、成果を得ています。

確立したシステムの内容を含め、「リスク評価」「システム監査」等の効果的、組織的な安全衛生管理活動、システム確立後の成果等をテーマとしたもの。

##### ③ 安全衛生教育活動等、日常の安全衛生管理活動に関するもの

日常の安全衛生管理活動において成果を上げている(ア)安全衛生教育(職長教育、レベルアップ教育、新規入場・送り出し教育、特別教育、建設工事従事者教育、ヒューマンエラー教育等)(イ)安全施工サイクル・KY活動(ウ)現場パトロール・安全意識の普及活動(エ)安全管理体制の確立と運用等の安全衛生管理活動等をテーマとしたもの。

##### ④ 機械、設備等の改善を含めた、労働災害防止に関する考案発明、創意・工夫

企業は労働災害防止のために、これまで、いろいろな設備的な考案発明や安全衛生管理・活動の創意・工夫を実施し、成果を上げてきています。

このことから、工法、設備、機械・機材等の考案発明及び「解体作業における石綿対策」「ヒューマンエラー対策」「快適職場づくり」等に関する創意・工夫等をテーマとしたもの。

### ⑤ 専門工事業者の安全衛生管理活動

専門工事業者は各種研修、教育や安全パトロール等の実施により自主的な安全衛生管理活動を推進してきています。

特に、最近では専門工事業者の自律的な安全衛生管理活動を進めるため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進が図られています。

このことから「専門工事コスモス」に関する活動を含め、専門工事業者の自主・自律的な安全衛生管理活動等をテーマとしたもの。

### ⑥ 低層住宅建築工事事業者の安全衛生管理活動

低層住宅建築工事事業者は、足場先行工法の導入等により墜落・転落災害の防止対策を強化してきています。

また、近年は、リフォーム工事等での災害防止対策の促進も図られています。

このことから、低層住宅建築工事事業者の、特に、墜落・転落災害防止に係わる安全衛生管理活動等をテーマとしたもの。

## 2. 採用及び公表 他

応募された論文は、審査委員会において審査の上、大会での発表、紙上発表の採否を決定します。

- (1) 採用された論文のうち優秀な論文は「第45回全国建設業労働災害防止大会」の2日目の「専門部会」において発表します。



発表者の表彰

- (2) 採用された論文は「第45回全国建設業労働災害防止大会研究発表集」としてまとめ、第45回全国建設業労働災害防止大会の会場において参加者に提供します。

- (3) 論文採用者には、第45回全国建設業労働災害防止大会の招待券を送ります。

## 3. 応募方法等

### (1) 応募締切日及び応募先

平成20年2月20日(水)までに、所属の建災防都道府県支部宛に応募してください。

なお、建災防本部に直接応募する場合は、平成20年2月27日(水)までに応募してください。

### (2) 応募形式

- ① 原稿は、原則としてPC等電子データ原稿で、6000字以内とします。

また、CD-R等に収録し、プリントアウトしたものを必ず添付すること。

なお、原稿すべてを「パワーポイント」の「スライド画像」とすることは不可としますので、予めご了承ください。

- ② 原稿サイズはA4とし、文字は11ポイント、1行40文字で1頁40行とします。また、写真は1枚につき300字、図面は1枚につき600字と換算します。

- ③ 原稿には頁数を入れてください。また、写真・図面・添付資料には番号と説明書き(キャプション)を入れ、原稿に入れる場所と天地を明確に記してください。

- ④ 原稿作成では、文体(ですます調、である調)と表記(など、また、ともに)ほかを統一すること。

- ⑤ 提出原稿には、別紙「第45回全国建設業労働災害防止大会研究発表論文」送付書(次頁)を必ず添付すること。

## 4. その他

- (1) 特許、実用新案等に関連のあるものは、その旨を明記してください。

- (2) 採用論文は印刷等の都合上、多少変更することがあります。

- (3) 応募論文は返却しません。また、応募論文に係る著作権は、原則として、当協会に帰属することになります。

■論文応募に関することは、建災防本部広報課(TEL: 03-3453-8201(代表))にお問い合わせください。詳しくは、当協会HPで。  
(<http://www.kensaibou.or.jp/>)

## 「第45回全国建設業労働災害防止大会研究発表論文」送付書

題名				
論文内容の工事の種類 (該当するものに○を付けてください。)	土 木	建 築	設 備	そ の 他
論文の内容 (該当するものに○を付けてください。)	1 リスクアセスメントの実施に関する活動			
	2 労働安全衛生マネジメントシステム等に関する活動			
	3 日常の安全衛生管理活動 ①(安全衛生教育等) ②(施工サイクル等) ③(安全意識の普及等)			
	4 機械、設備等の改善を含めた、労働災害防止に関する考案発明、創意・工夫			
	5 専門工事業者の安全衛生管理活動			
	6 低層住宅建築工事業者の安全衛生管理活動			
頁数・写真の数・図表の数	頁 数	写真の数	図 表 の 数	
	頁	枚	〈図〉 〈表〉	枚 枚
第45回全国大会における 壇上発表の希望 (該当するものに○を付けてください。)	あ り	な し		
発表時の使用機材 (該当するものに○を付けてください。)	パソコン	ビデオ	その他 ( )	

会社・団体名		
フリガナ		所属・役職名
執筆者氏名		
フリガナ		所属・役職名
発表者氏名 (壇上発表を希望した方のうち、執筆者 と発表者が違う場合のみ記入。)		
フリガナ		所属・役職名
発表者所属長氏名		

執筆者連絡先 (現場又は竣工後の執筆者連絡先)	〒	
	TEL	
	FAX	
	Eメールアドレス	

会社等担当者連絡先	フリガナ	
	氏 名	
	〒	
	TEL	
	FAX	
	Eメールアドレス	



# 平成20年度「顕彰基金による顕彰」作品募集!

当協会では、建設業安全衛生に係る発明・研究・活動等により労働災害防止に顕著な功績があった方々を顕彰するため、発明・考案等の作品を募集しています。 建設業労働災害防止協会



19年度「全国建設業労働災害防止大会（総合部会）」全景



「全国建設業労働災害防止大会」において表彰される受賞者

## 募 集 要 綱

### 1. 募 集

建設業の安全衛生に係る発明、研究等により、労働災害防止に顕著な功績があった方々を顕彰するため、「顕彰基金」制度を設立・運営しております。このたび、平成20年度の顕彰基金による顕彰の対象となる作品を広く募集します。

### 2. 応募資格

建設業に従事する者又は団体並びに建設業の安全衛生関係者等

※応募作品の考案者、特許所有者等が明確でないものは応募できません。

### 3. 応募方法

- (1) 応募用紙が必要な方は、下記のWEBページから取得するか、担当部署までお申し出ください。
- (2) 応募用紙には、題名、氏名、会社・団体名、所属課名又は作業所名、連絡先、作品考案の背景、内容、効果等をご記入ください。
- (3) 応募用紙には、作品内容の詳細についての説明資料、写真（できればパワーポイント等）をCD-ROMに書き込んだものを添付のうえ、建災防本部業務普及室までお送りください。
- (4) 応募は、平成20年6月末日をもって締め切らせていただきます。

### 4. 募集内容

募集作品には、建設業における墜落・転落等の労働災害防止に効果のある発明・考案作品であって、機械設備等のハードの分野に限らず、施工技術、小集団活動等のソフトの分野についても対象とし、日常の作業の中で、労働災害防止についての創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等が見られるもの。

- (1) 現時点においてアイデアだけのものではなく、実際に完成あるいは活用されているもの。
- (2) 一般に広く活用できるという普及性、経済性をもち、労働災害防止に貢献することが期待できるもの。

- (3) 作品自体の本質安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。

### 5. 賞 品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

### 6. 顕彰式

平成20年度の顕彰は、平成20年10月9日（木）福岡市において開催する「第45回全国建設業労働災害防止大会（総合部会）」において行います。

### 7. 審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

### 8. 発表方法

- (1) 顕彰作品が決定次第、応募者に通知し、発表といたします。
- (2) 顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」資料集及び広報誌「建設の安全」等に掲載します。

### 9. その他

- (1) 特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記してください。
- (2) 顕彰作品の文章による紹介に当たっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。

## お申し込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 業務普及室  
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1  
産業安全会館7階

電話：03-3453-8201 FAX：03-3456-2458

Email：kensho@kensaibou.or.jp

参 考

平成19年度顕彰作品、優秀作品及び過去の顕彰作品リスト、応募用紙等をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

[[http://www.kensaibou.or.jp/katsudo\\_gyoji/index.html](http://www.kensaibou.or.jp/katsudo_gyoji/index.html)]

## 「産業殉職者合祀慰霊式」に当協会から才賀理事が出席

当協会才賀清二郎理事は、10月10日(水)午後1時30分から東京都八王子市の高尾みころも霊堂で行われた産業殉職者合祀慰霊式に出席された。

高尾みころも霊堂は、昭和47年6月に建立され、平成18年に殉職された5,810名を含め、昭和22年から21万余名の御霊簿が奉安されている。

式では、遺族代表より産業殉職者の御霊簿が奉上され、内閣総理大臣、衆参両院議長及び厚生労働大臣から慰霊の言葉が述べられた後、参列者一同による黙とうが捧げられた。

続いて、皇太子殿下をはじめ才賀理事が献花を行い、御霊を慰霊された。

### 厚生労働省からのお知らせ

## 石綿健康管理手帳の交付要件の改正について

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わりました。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となりました。

#### ◎対象となる業務とは

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例としては以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹き付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

#### ◎健康管理手帳の交付要件とは

次の(2)、(3)が新たに追加されました。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹き付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

健康管理手帳の詳細については各都道府県労働局にお問い合わせください。

# 安全衛生教育担当者のみなさんへ

「危険ゼロ」の職場は、安全衛生教育の実施から。


## 平成19年度(12月～3月)講習会のご案内 — 建災防 —

	講座名・開催日	講座概要・対象者
 <p>12月の講習</p>	<p><b>安全管理者選任時研修(建設業)</b>                      東京会場(東京都港区 産業安全会館)                      平成19年12月17日(月)～18日(火) <u>受付中</u>                      2日間講習 受講料 14,000円</p>	<p>建設業においては、常時50人以上の労働者を使用する事業場では安全管理者を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないとされています。労働安全衛生規則が改正され、平成18年10月1日以降は、安全管理者選任時に従来の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修「安全管理者選任時研修」を修了していることが義務づけられました。本研修は通達に基づいて実施する教育です。</p>
 <p>1月の講習</p>	<p><b>低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座</b>                      東京会場(東京都港区 産業安全会館)                      平成20年 1月30日(水) <u>受付中</u>                      1日間講習 受講料 15,000円</p>	<p>「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合は、特別教育修了者を就かせなければなりません。(安衛則第36条第4号)電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める特別教育の修了が必要です。この講座は、この特別教育の講師を養成する教育です。</p>
 <p>2月の講習</p>	<p><b>石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座</b>                      東京会場(東京都港区 産業安全会館)                      平成20年 2月14日(木) <u>受付中</u>                      1日間講習 受講料 15,000円</p>	<p>ビルの機械室、ボイラー室等の天井、はり、壁、床、体育館、講堂、工場、学校等の天井、壁、屋根、鉄骨造のはり、柱、煙突などに石綿が使用されている可能性があります。石綿が使われている建築物の解体・改修工事の作業従事者は、肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があり、平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられました。(安衛則第36条第3号、石綿則第27条)                      この講座は、この特別教育の講師を養成する教育です。</p>
 <p>2月の講習</p>	<p><b>有機溶剤業務管理者講習</b>                      東京会場(東京都港区 産業安全会館)                      平成20年 2月21日(木)～22日(金) <u>受付中</u>                      2日間講習 受講料 34,700円</p>	<p>有機溶剤業務を行う専門工事業者、現場管理者、職長等を対象に、人体に与える影響、中毒予防のための作業等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成します。</p>

上記の4つの講習のほか、次の講習を予定しています。

## 平成20年度に開催を予定している講習会

(日程が決まり次第、「建設の安全」「ホームページ」等でお知らせします。)

	現場管理者統括管理講習講師養成講座		建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座
	チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習 (振動工具取扱作業教育インストラクター養成)		自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師養成講座
	巻上げ機(ウインチ)特別教育講師養成講座		ローラー特別教育講師養成講座

申込方法 事前に電話で確認・予約のうえ、所定の申込書でFAXか郵送にてお申込みください。

申込み・問い合わせ先 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

建設業労働災害防止協会 教育部

TEL 03-3456-0618(直通) FAX 03-3456-2458 <http://www.kensaibou.or.jp>

● 予定につきましては、日程が決定次第「建設の安全」「ホームページ」<http://www.kensaibou.or.jp>等でお知らせいたします。

● 都合により日程・時間・会場等が変更になることがあります。

ホームページから申込書をダウンロードできます!



# 作業床・手すり・幅木の 使用上の注意点

(社)仮設工業会 技術専門役 武石 和彦

## はじめに

墜落の危険のある高所作業では、墜落災害を防ぐために、安全な作業床の確保および丈夫で有効な防護工（手すり等）の設置が必要である。それらの機材の特徴を良く理解し正しく使用することが大切である。

## 1. 「作業床」

### (1) 作業床の種類

労働安全衛生規則では「事業者は、高さが2 m以上の個所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。（第518条）」と規定している。

足場の作業床として使用する仮設機材は、大きく「足場板」と「床付き布わく」の2種類に分類できる。

「足場板」は、一枚の長方形の板状の機材であるが、「床付き布わく」は両端にはずれ止めの付いた

つかみ金具が付いている。このため、床付き布わくは、その名前のおおりに足場構造における布（水平材）としての効果を兼ねる機材である。

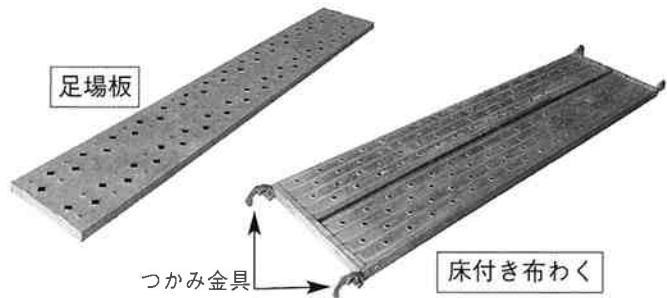


図-1 足場板と床付き布わく

「床付き布わく」はつかみ金具があるため、これを掛ける腕木の間隔が一定寸法でなければならない、枠組足場やくさび緊結式足場で使用することが一般的である。

「足場板」は腕木の間隔の一定しない単管足場やその他補助的に使用することが多い。

表-1 足場板と床付き布わくの種類と寸法

種類	材質		主な長さ[m]					主な幅 [mm]				
足場板	金属製	鋼	1.0	2.0	3.0	4.0	200	240	250	300	400	
		アルミ										
	木製	杉※1	2.0	3.0	4.0	240						
		合板※2										
床付き布わく	金属製	鋼	1.8	1.5	1.2	0.9	0.6	240	250	300	400	500
		アルミ										

※1 ※2 については(社)仮設工業会の認定対象品ではない。

## (2) 使用上の注意

「足場板」は、支持物に乗せるだけで使用するので、脱落しないように丈夫な支持物にゴムバンドや番線で固定して使うことが大切である。また、足場板の裏側には滑り止めの加工が施されているので、この加工部に損傷がないか確認して使用する。

「床付き布わく」は、つかみ金具を正しく腕木材にはめ、はずれ止めを機能させて使用する。また、腕木材の幅一杯に複数の床付き布わくを敷き並べて使用することも、隙間を無くし墜落を防ぐという意味で重要であり、かつ足場の構造上も強度が高くなる。

## (3) 許容積載荷重

金属製足場板の許容積載荷重を表-2に、合板足場板の支持スパンごとの許容積載荷重を図-2に示す。

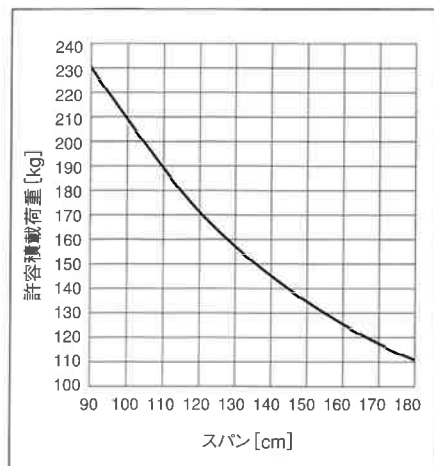


図-2 合板足場板の許容積載荷重  
厚さ28mm幅240mm

表-2 金属製足場板の許容積載荷重

足場板の幅 [mm]	許容積載荷重 [kg]
240	120
300	150
500	250

※支持材の間隔はおおよそ1.8m以下で使用する

床付き布わくの許容積載荷重は一般的には床付き布わくの長さ(スパン)および集中荷重、等分布荷重といった載荷の条件にかかわらず一定値と考える。

表-3 床付き布わくの許容積載荷重

床付き布わくの幅 [mm]	許容積載荷重 [kg]
240	120
300	150
400	200
500	250

## 2. 「手すり」

### (1) 手すりの分類

一般的には手すりの高さは90cm以上(床面から手すり材の上端までの高さ)としている。仮設工業会の墜落防護工安全基準では、手すりを含めた墜落防護工を第1種、第2種の2つに分類し、それぞれ設置箇所と必要強度を区別している。

表-4 墜落防護工の分類

種類	設置箇所	手すりの高さ	設計荷重		
			防護工の部分	作用の位置	荷重
第1種	荷上げ用の開口部、仮設階段の踊り場等	95cm以上	上棧(手すり)	スパンの midpoint	1.18kN
			手すり柱(束柱)	手すりとの交点	0.84kN
第2種	作業床、通路等	90cm以上	上棧(手すり)	スパンの midpoint	0.49kN
			手すり柱(束柱)	手すりとの交点	0.40kN

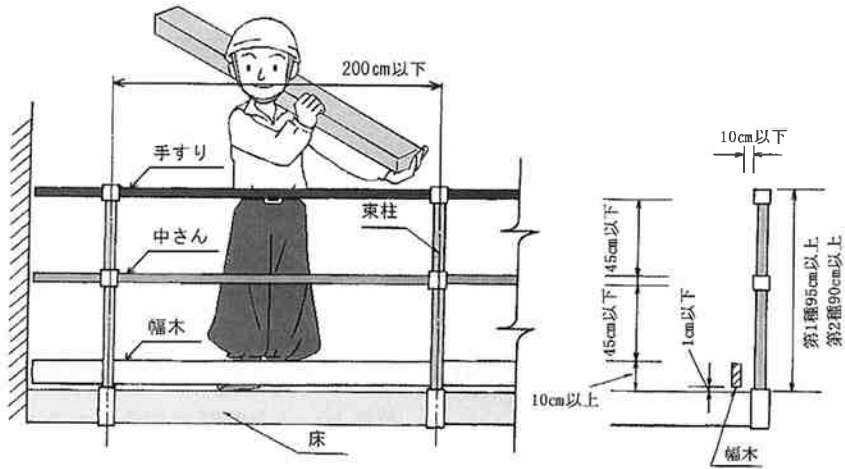


図-3 墜落防護工の設置基準

(2) 手すりとして使用する仮設機材

仮設工業会では手すりとして使用する仮設機材の認定を行っている。表-5 にその概要を示す。

表-5 手すりとして使用する仮設機材

機材名	用途	手すりの高さ	強度等 (抜粋)	概要図
ガードポスト	墜落防護工用の支柱 (束柱)	1種: 95 cm以上 2種: 90 cm以上	1種: 85 kg時 たわみ 110 mm以下 2種: 40 kg時 たわみ 110 mm以下	<p>上さん取付け部 中さん取付け部 構造部等取付け部</p>
階段開口部用手すりわく	枠組足場等の階段開口部の墜落養生	90 cm以上	0.4kNの力に対したわみ 100 mm以下	<p>妻側の手すり材 手すり材 中さん 支柱材 布地材 つかみ金具</p>
枠組足場用手すりわく	手すり先行工法に使用する先行手すり	90 cm以上	0.3kNの力に対したわみ 100 mm以下	<p>手すり材 支柱材 補助材 布材 取付部</p>

### (3) 使用上の注意

- ① 安全性の確認された場合を除き、手すりには安全帯のフックを掛けない。なお、枠組足場用手すりわくの認定基準適合品は手すりに安全帯のフックを掛けることができるものが多い。
- ② 手すり支柱に親綱を張る、手すりの上に足場板を乗せる、手すりを荷揚げのつり元とする等の手すり等に大きな力のかかる使い方をしない。

## 3. 「幅木」

### (1) 幅木の性能

幅木の取り付け方にはいろいろな方法がある。支柱に取り付けるもの、床付き布わくに取り付けるもの、交差筋かいピンに取り付けるもの、建わく横架材に取り付けるもの等がある。幅木に関しては、仮設工業会の認定基準があり、上記のどの構造のものであっても認定されたものは十分な強度を有する。

認定基準の概要は表-6のとおりである。

表-6 幅木の認定基準の概要

材 質	寸 法	強 度	
強度、性能等に均一性があり、かつ、難燃性を有し、著しい経年劣化をきたさないものであること。	高さ10cm以上	水平荷重に対する強度	60kgの荷重に対したわみ100mm以下
		鉛直荷重に対する強度	85kgの荷重に対したわみ10mm以下

### (2) 使用上の注意

- ① 幅木には材料等を立てかけたり、仮置き等をしないこと。
- ② 幅木に乗らないこと。
- ③ 幅木と作業床との隙間は、水平方向3cm以下、垂直方向は落下物防護を考慮し極力隙間を小さくすること。また、幅木の作業床からの高さは15cm以上とすることが望ましい。



幅木の使用例

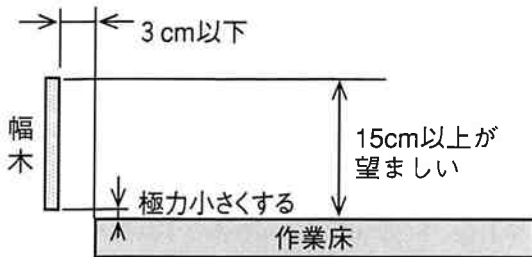


図-4 幅木の取付方法

## 4. 関係法令等について

### 1 作業床関係

- (1) 労働安全衛生規則第518条、第563条

### 2 手すり関係

- (1) 労働安全衛生規則第519条、第563条
- (2) 手すり先行工法に関するガイドライン

### 3 幅木関係

- (1) 手すり先行工法に関するガイドライン

# お酒は長〜く楽しみたい

鹿島労災病院 メンタルヘルス・和漢診療センター 伊藤 隆

お酒は「百薬の長」と言われますが、別名「気違い水」とも呼ばれます。

今回は酒好きが酒好きに送る愛の健康メッセージであります。

## 1. 医師の付き合い方

私には漢方の師匠が三人いますが、お三人ともお酒は大好きです。眼科医のO先生は真面目一本槍の方で正直近寄り難いものがありました。でもお酒が入ると角がとれて楽しくお話をすることができました。こうしたお酒の効用は言うまでもないでしょう。

眼科医のF先生は「酒が身体に悪い？そんなことは決してありません！そんなことを言う人は何か勘違いをなさっているに違いありません」と真剣に主張するほどのお酒大好き人間でした。そんな先生ですが、突然休酒されたことがあります。おそらく体調をくずしたからだと思われる。先生は約1年後、飲酒を再開されましたが、88歳で永眠されるまで、臨床に執筆に講演に元気にご活躍されました。

「酒を休むことができる」、酒飲みにとって、これは健康を維持していくための最高の秘訣ではないでしょうか。

敬愛するY先生は内視鏡の大家です。彼は相当の飲兵衛ですが、検査の前日は一滴もお酒を飲みません。内視鏡検査に全能力を集中させるからなのです。友人の外科医も手術の前日は飲みません。お酒を飲むと影響がでると言うのです。

え？私ですか。外来の前日には飲まないかって？そんな〜毎日常来しているのですから、そのような不粋な質問はなさるものではありません。

## 2. 痛みを悪化させる

お酒は肝機能と精神の集中力以外にもいろいろなる影響を人に与えます。具体例を紹介いたしましょう。

今日の患者さんは当院の職員Aさん、45歳女性です。

A：先生、腰から足までずうっと痛いの。鍼してください。

私：え？どうしたの？

A：夏休みで1週間よく歩いたら、帰りの電車の中で急に痛くなってきて、痛み止め飲んだのだけど、あんまり効かなくて、あたたた仕事できないよ…。

私：よっしゃわかった。(鍼治療する)

A：あ〜楽になった。先生、ありがとね！（去ろうとする）

私：お〜い、ちょっと待って。鍼の効果は一時的だぞ。薬も飲んでおきなさい。この薬は疎経活血湯（そけいかっけつとう）という漢方薬で、貴方のような坐骨神経痛、とりわけ酒飲みで痛みが左足に強いタイプによく効くといわれているんだよ。

A：へ〜、先生、私がお酒飲んでいるってよくわかったね？

私：それはね。貴方を漢方医学的にみるとこの薬になるからなんだな。こういうタイプはしばらく酒を飲まない方がいいよ。

A：（むきになって）飲んでるといったって、1日ビール1本ぐらいでそうたいして飲んでるわけじゃないよ！ま、とりあえず、その薬は服用してましょ。

数日後、外来の廊下で足をひきずって歩いてくるAさんとすれ違う。

私：お〜い大丈夫か？鍼するか？

A：う〜ん、忙しくて鍼受ける時間ないの。でも鍼は効くけれど、効果はホント一時的だよね。あの漢方薬もちょっとは効くんだけど、まだまだ痛い。整形外科で鎮痛剤もらってきて飲んで痛みを誤魔化しているんだけど胃もおかしくなって結構つらいんだ。

私：まだビールを飲んでるんじゃない？

A：（ぎくっ！）やはり止めなきゃ駄目かな？

私：なんでもやってみたら？今のままじゃどうしようもないでしょ。

7日後、外来の廊下でAさんとすれ違う。

私：お！元気になったね？

A：まだ痛いよ。でも普通に仕事こなせるようになったの！あの漢方薬効くようになってきた。

私：ビールはどうしたの？



A：あれから止めてる！ホント不思議なくらい痛みがよくなったよ！じゃあね～。

整形外科医でこういう注意をする人はあまりいないようです。彼らのところではそう多いことではないのでしょうか。ところが、筆者の施設を受診するような、いわばこじれた患者さんについては、お酒が悪化因子になっているケースが結構多いのです。

アルコールを毎日飲む人に対しては、一度はお酒を休むことを勧めています。永遠にはありません。早ければ1～2日で痛みが楽になる場合があります。症状が良くなったからまた飲めばいいのです。面白いことに、休酒が効く患者さんは、必ずといってよいほど、かたくなに休酒を拒絶します。反対に、言われてすぐに休酒を実行できる人は、残念ながら症状があまり変わってこない印象を持っています。皮肉なものです。人間は自分の好物で身体を傷めているのですね。

### 3. 眠りを妨げる

アルコールが原因で眠れない場合があります。なんだって？俺は寝つきが悪いから晩酌してるんだ！そんな馬鹿なことがあるか！そう憤られる貴方、一晩でも二晩でもお酒を休んでみてください。意外に眠れるものです。少量のアルコールですぐに眠ってしまう方には縁のない話ですが、飲んでもなかなか眠れない人はアルコールでかえって覚醒している場合があります。

### 4. 呼吸を抑制する

睡眠時無呼吸症候群ってご存知ですか？夜間呼吸が止まって熟睡ができなくなり、日中うとうとして事故を起こしやすくなることで有名になった病気です。原因は種々ありますが、高度肥満は最もよく知られています。鼻から咽喉にかけての空気の通り道が睡眠中狭くなって起こるのですが、実はアルコールも睡眠時に呼吸障害を起こします。普段よりアルコールの量を多く飲むと、寝ているときに大きなイビキをしませんか？あれはアルコールによって呼吸の抑制が起こっているからなのです。

### 5. 漢方薬としての作用

お酒は、強い薬理作用をもつ薬剤としては、医師の処方せんが要らない、例外的な「薬剤」であることを認識しましょう（タバコも同様）。薬だからこ

そ、使い方によって「毒」になるのです。

お酒は漢方医学では身体を温める作用を期待して用いられます。お酒の燗冷まして服用することが勧められている漢方薬が二つあります。八味地黄丸（はちみじおうがん）は高齢者の保健薬です。下半身の衰え、冷え、夜間の頻尿、足のしびれ、筋力低下などに用います。当帰芍薬散（とうきしゃくやくさん）はご婦人の保健薬です。冷え、月経不順、めまいなどに用います。

アルコールには水では溶けない物質を溶かして吸収を促進する作用もあります。普通に服用すると、八味地黄丸の地黄と当帰芍薬散の当帰は胃にもたれやすいのですが、お酒と一緒に服用すると胃腸症状は少なくなり、服用しやすくなるのです。勿論、お酒に弱い方は普通に白湯で服用してよいのです。

身体を温めるお酒がどうして害をなすのか。漢方医学では身体が熱をもつことで症状が悪化すると解釈しています。つまり、温めすぎになるのです。お酒の熱は典型例では、飲んでいない時にも一見酔っているがごとの赤ら顔、肥満気味、手足のほてり、血圧の上昇となって表れます。坐骨神経痛の疼痛もお酒の熱で悪化すると解釈するのです。

### 6. 「節度ある適度な飲酒」

アルコールの量に注意しましょう。

厚労省が推進する健康日本21の中で、「節度ある適度な飲酒」とは通常1日平均純アルコールで約20g程度とされています。これは1日30gを超えると死亡率が急増するという研究結果によります。表をご覧ください。例えばビール1本飲んで、それからお酒を1合飲むと、アルコールは約40gになります。焼酎なら身体にいいと信じている貴方、焼酎1合それだけでアルコールは50gとさらに多くなるのです。

#### 表 主な酒類の純アルコール換算の目安

ビール（5%）中瓶1本500ml	20g
清酒（15%）1合180ml	22g
ウイスキー／ブランデー（43%）ダブル60ml	20g
焼酎（35%）1合180ml	50g
ワイン（12%）1杯180ml	12g

お酒は時々休んでみる、量に注意する、賢く楽しみましょう。

伊藤先生の「健康管理コーナー」は、今月号をもって一旦終了とさせていただきます。

伊藤先生には、今後も機会を見て、ご執筆いただきたいと考えております。

編集部

# 安全装器具の推薦に関する製品紹介

次に紹介する製品は、建設業労働災害防止協会の安全装器具の推薦審査を受けた物ですが、安全装器具の推薦に関する実施要綱の規定に基づき製品を紹介いたしますので、本品にかかる安全性その他でご意見をお寄せ下さい。

## 安全装器具の推薦に関する実施要綱（抄）

- (1) 協会長は、推薦する装器具については協会の機関誌に登載し、製品紹介を行うものとする。
- (2) 製品紹介後2ヶ月を経過し、当該製品についての支障が生じないものについては「建設業労働災害防止協会推薦」の名義使用を認めるものとする。

☆安全装器具の名称  
高機能保護帽  
「ヘルメッシュⅢ飛翔」

☆連絡問い合わせ先  
建災防業務部普及室  
Tel. 03-3453-8201

## ■高機能保護帽「ヘルメッシュⅢ飛翔」の特徴と効果

- (1) 従来より大きな通気孔を設けることにより、ヘルメット内の温度を下げ（約2度）、熱中症の予防や作業員の不快感の低減を図った。  
また、空気孔から雨水等の浸入を防ぐようにヘルメット内部が二重構造になっている。
- (2) ヘルメットの前部に半透明の広いひさしを設けることにより、太陽光は遮断するが広い視界を確保し、障害物や落下物の視認性を高めるとともに作業員の圧迫感が低減された。

## 保護帽

ヘルメッシュⅢ

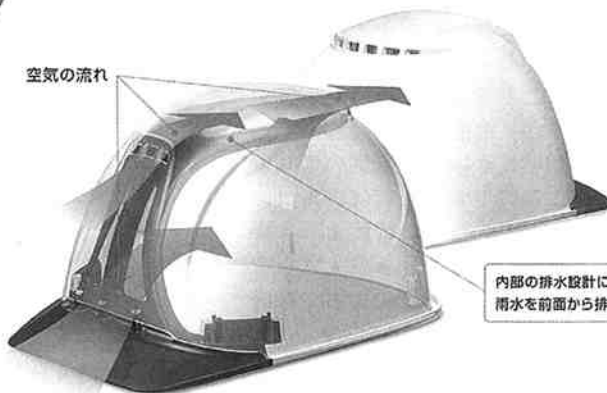
飛翔

ひしよう

ST#1830-FZ



空気の流れ



内部の排水設計により、侵入した雨水を前面から排水します。

## 高い通気性

- ・当社従来品を上回る大きさの通気孔を実現。（総面積1,470mm<sup>2</sup>）
- ・前面に開けた通気孔で、通気がよりスムーズに。
- ・二層構造（特許取得）により、雨水や突起物の内部への浸入を防ぎます。

## 半透明ひさし

- ・広い視界で障害物や落下物の視認性が向上し、開放感が得られます。
- ・2トーンカラーでスタイリッシュな外観。

**軽量樹脂先芯入り**

JIS規格L級準拠



現場大王 紺/黒/白  
24.0~28.0 (27.5除く)  
希望小売価格 ¥2,300

**優れた履き心地**



ファイター 黒  
23.0~27.0, 28, 29, 30 (23.5除く)  
希望小売価格 ¥2,100

**鋼製先芯入り**

JIS規格S級準拠



アルカリに有効

S215 スミクロ/グリーン  
M L L L XL  
希望小売価格 ¥3,200

**樹脂先芯入り**



FR100-200 白/黒/紺/赤 他  
23.0~27.0, 28.0, 29.0  
希望小売価格 ¥2,800~

**鋼製先芯入り**

JIS規格S級準拠



アクア・ゼロ 黒  
24.5~28.0 29.0  
希望小売価格 ¥3,500

**鋼製先芯入り**

JIS規格S級準拠



HG-207 ブラック/ネイビー/ホワイト/グレー  
24.0~27.0, 28.0 29.0  
希望小売価格 ¥2,500

**鋼製先芯入り**

JIS規格H級準拠



PA802 ブルー/ベージュ  
24.5~27.0, 28.0  
希望小売価格 ¥2,500

株式会社**カニ** 王昭貿易株式会社  
<http://www.rikio.co.jp>  
<http://www.ohsho-boeki.com>

東京本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-11 八重洲中央ビル10F  
TEL.03-3275-3311 (代) FAX.03-3275-3164  
西日本支店 〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地旧居留地タイホービル3F  
TEL.078-321-3261 (代) FAX.078-332-5651



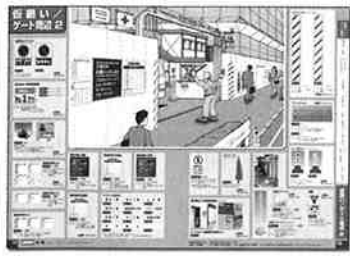
**ユニットの**  
安全標識・安全用品

**場所や目的・用途に応じて  
欲しい商品がすぐ探せる!**

建築土木業界中心のS-18カタログ

**使用場所別で探す**

ご使用いただく場面を想定し、イラスト内に  
商品を配置して、その商品は写真でも紹介。



新カタログご案内

**目的・用途別で探す**

商品タイトル名と各章ごとの見出しで、  
目的・用途にあわせて分類。



カタログのご請求・最寄りの代理店については、下記フリーダイヤルにてお問い合わせ下さい。



安全と快適環境をトータルでコーディネートする  
**UNIT ユニット株式会社**

●営業本部 / 〒173-0004 東京都板橋区板橋2-3-20  
TEL ☎ 0120-490336 FAX ☎ 0120-490173  
E-mailでも承ります。 [sien@unit-signs.co.jp](mailto:sien@unit-signs.co.jp)  
<http://www.unit-signs.co.jp>

# 「共有ルール」でリスクの除去・低減

(株)ガイアート・K 品質環境安全部 安全担当部長 坂下 健治

## 1. はじめに

わが社は昭和38年創業以来、舗装部門を基柱として歩み続けている総合建設業者です。

当社は、「お客様の信頼と品質・安全・環境の確保を基本に地域社会の発展に貢献する」という経営方針のもと「安全なくして企業の存続はなし」と認識し、役職員から協力業者の作業員まで一体感をもって組織的な安全衛生管理に取り組んでいます。

「災害は忘れたころに発生する」または「予知しなかったところから発生する」傾向があります。当社の工事での「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）」によると、路上工事では、多大な交通量の流れの中で、交通を完全に止めずに車線規制を行いながら施工するケースが多いため、交通誘導員が巻き込まれる事故や走行車両が工事区間内に飛び込む事故（もらい事故）の発生、また、規制区間内での重機災害の発生などの特性があります。

このような現状を踏まえ、当社は平成14年4月より自主安全衛生活動として、安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入して5年が経過しました。社長の安全衛生方針に基づいた安全衛生管理の仕組みを構築し運用した結果、労働災害の大幅な減少（度数率：平成14年度0.92・以後4年間の平均0.30で67.4%減）につながり、導入前に数件あった重機災害も直近3ヶ年間ゼロで推移しています。

このOSHMSの導入により、本社、支店、作業所および協力業者の安全衛生管理が組織的に運用された成果と考えています。OSHMSで重点的に取り組んできた安全衛生諸活動の一例を紹介します。

## 2. 「安全作業の手引き」の活用

### (1) 「安全作業の手引き」作成

OSHMS導入により、当社現場職員が指導しやすく、協力業者の作業員は指導内容を理解しやすい2つのベクトルを一体化した教育・指導ツールとして「安全作業の手引き」を平成14年4

月に作成しました。この手引きは、当社の過去5年間のリスクアセスメントの結果および関係法令などに基づき、当社役職員から協力業者の作業員までの「共有ルール」として、24の遵守項目（写真-1）にまとめて作られたものです。以後、「指示する人・受ける人・良く作業を理解してから作業しよう!!」「指示した人・必ず確認し評価しよう!!」をスローガンに、これを毎年1回、法令などを踏まえ見直し、活用して「共有ルール」の周知徹底を図り、当社と協力業者までの一貫性のとれた安全衛生活動を推進して成果をあげています。

### (2) 作成要領

技能が未熟で経験の浅い作業員は自己判断による災害を引き起こすことがよくあります。安全に対する知識があっても、それを実践する技能がなければ、その知識を生かすことができません。また、熟練した作業員によく見受けられるのは、安全教育により作業に伴う危険とその回避策の知識がありながら「過去に自分はケガをしていない、自分は大丈夫」という過信により、決められた「共有のルール」を守らずに被災し

- 1 安全衛生マネジメントシステムの推進 (Part.1)
- 2 資格者適正配置による安全確保 (Part.2)
- 3 安全朝礼の全員参加 (Part.3)
- 4 KYC活動の実施 (Part.4)
- 5 作業手順・特定作業計画に基づく安全作業 (Part.5)
- 6 作業変更が生じた時の措置 (Part.6)
- 7 重機・工事車両の接近作業の安全確保 (Part.7)
- 8 クレーン付バックホウ吊り上げ作業の安全確保 (Part.8)
- 9 試掘調査の安全作業 (Part.9)
- 10 架空線接近作業の安全確保 (Part.10)
- 11 高所作業(足場・開口部)の安全確保【新規】 (Part.11)
- 12 リスクアセスメントの進め方【新規】 (Part.12)
- 13 労働災害のリスクアセスメントによる特定【新規】 (Part.13)
- 14 埋設物・架空線事故のリスクアセスメントによる特定【新規】 (Part.14)
- 15 公衆(第三者)への安全確保 (Part.15)
- 16 規制先端作業の安全確保 (Part.16)
- 17 機器・工具取り扱いの安全確保 (Part.17)
- 18 作業終了時の報告 (Part.18)
- 19 災害・事故発生時の措置 (Part.19)
- 20 重機・工事車両災害防止運動の推進 (Part.20)
- 21 安全一斉運動の推進 (Part.21)
- 22 職種別役割分担の実施事項 (Part.22)
- 23 自己安全チェックリスト活用要領 (Part.23)
- 24 作業所遵守事項(ルール)

写真-1 遵守項目



てしまうことが良くあります。このように作業員の知識や行動力などには、バラツキがあるため、技能が未熟で経験が浅い作業員を基準にしながら、熟練作業員に対しても、「共有のルール」を再認識できる内容として、次の6項目を取り入れました。

- ① 関係する内容にイラストを多く取り入れ理解しやすく表現した。
- ② 実施事項を明確にした。
- ③ 実施事項は職種に合わせた指示、実施、

確認の役割分担を明確に記載した。

- ④ 実施事項の理解度を高めるため、留意事項で具体的に補足した。
- ⑤ 内容が膨大にならないよう災害防止に大切なものに絞った。
- ⑥ 文面で重要な箇所は赤字で表現した。

その作成例として「重機・工事車両近接作業の安全確保」(写真-2)および「労働災害のリスクアセスメントによる特定」(写真-3)を紹介します。

13  
重機・工事車両災害防止 part 7

### 重機・工事車両近接作業の安全確保

過去の災害事例は図に示す5事例で、ルールが守られずくり返し災害が発生している。ルールにそって安全作業に努めよう。

実施事項	①近接作業では、必ず誘導員を配置し、合図に従う			
	②死角に入って、作業・誘導はしない			
	③機械はいつ動くかわからないとの危機意識をもって近づかない			
役割分担	元請	職長	オペレーター 誘導員	運転手 作業員
	指示	①②③	①②③	①②③
	実施 確認	①②③	①②③	①②③

写真-2 重機・工事車両近接作業の安全確保 (事例-1)

### 留意事項

- 重機・工事車両の近接作業は、次のことに留意すること。
1. 車輛系建設機械を用いて作業するときは、運転中、車輛系建設機械に接触することにより作業員に危険が生ずるおそれがあるときは、誘導員を配置して誘導を行うこと。
  2. 特定作業計画は、社内安全衛生基準の様式で作成し、関係作業員に周知を行い、サインをとること。
  3. 後進する重機・工事車両に背を向けての作業及び誘導は、絶対にさせないこと。
  4. 誘導は、運転手側で見える位置で行うこと。
  5. 特にミニバックホウの運転中は、作業員が気軽に近づき易いので、機械の作業半径内には作業員が立入らないよう指示し、確認すること。
  6. 工事車両の運転手に「誘導無しではバックしない」。バックホウのオペレータに「合図・確認なしでは、接近・後進しない」のワッペンを渡し、運転席の運転中に良く目の付く位置に貼付すること。
  7. 作業員等が重機に接近するときは、グーバ又は、小石を投げ、目と目が合ってから接近すること。
  8. 運転席を離脱するときはキーを必ず抜きとること。  
(キーロップを使用すること)
  9. ローラ転圧作業時はローラ危険検知警報センサーを取り付けること。又、接近検知警報センサー取付車両の看板を貼付すること。
- 

25  
第146期安全衛生計画 part 13

### 労働災害のリスクアセスメントによる特定 [新規]

危険又は有害な事象の内容	発生頻度 (1:頻りに発生、2:頻りに発生しない)	発生時の被害 (1:軽微な被害、2:重大な被害)	実施事項(防止対策)の特定	
○バックホウ	5	5	25	5
・後進時がある	5	5	25	5
・応じてバック時に急な方向転換がある	5	4	20	5
・荷役時の運転操作ミス	5	3	15	4
○バックホウ	5	3	15	4
・荷役時に急いでバック	5	3	15	4
・バックホウの急な方向転換	4	1	4	1
○バックホウ	4	3	12	3
・バックホウの急な方向転換	4	3	12	3
○バックホウ	5	5	25	5
・後進したとき突進がある	5	5	25	5
○バックホウ	5	5	25	5
・急な方向転換がある	5	4	20	5

実施事項	①作業手順書・特定作業計画等に反映する。			
	②全作業員に安全指示事項を現地で周知・遵守する。			
	③KYC活動に活用する。			
役割分担	元請	職長	オペレーター 誘導員	作業員
	指示	①②③	①②③	
	実施 確認	①	①	②③ ②③

写真-3 労働災害のリスクアセスメントによる特定

### 留意事項

この特定リストは、過去5年間の災害事例を踏まえ、危険度の高いものをまとめたものです。

危険度の高い数値のものは、特に災害に結びつく要因であることから、この実施事項(防止対策)(必ず遵守することが重要です。次のものを良く理解して行動にあらわすこと。

- ① リストより特にバックホウ、ローラ、工事車両における後進時の災害が特に目立つことから後進時は必ず誘導員を配置し誘導の合図に従って作業すること。
- ② 重大性では被災すると1ヶ月以上の休業になっています。
- ③ バックホウに係わる災害で、作業半径内に立入っているものが多いことから、実施事項の特定内容を遵守することが大切です。

以上のことを踏まえ、ここで取り上げた危険度の大きいものについて、作業手順書、特定作業計画書、KYC活動及び安全打合せ等に取り上げ、指示・確認を行い同様・類似災害の撲滅に努めてください。

### (3) 活用要領

「安全作業の手引き」は、全社員、協力業者および全関係作業員に配布し、下記（写真－4）のように活用しています。



写真－4 安全作業の手引き活用状況

- ① 工事着工前に協力業者の遵守すべき事項を明確（マーキング）にして指示をする。
- ② 新規入場者教育時に作業員に現場での遵守事項を指導する。
- ③ 作業計画書、作業手順などを作成するとき、該当する遵守事項を取り上げて作成する。
- ④ 現場パトロール、統責者巡視時などで違反作業員に対する即時教育の実施に活用する。
- ⑤ 災害防止協議会で翌月の災害防止具体的対策遵守事項の指示事項として活用する。
- ⑥ KYC活動で危険性又は有害性の洗い出し

および防止対策に活用する。

- ⑦ 定期教育（半日教育）の教育資料として活用する。

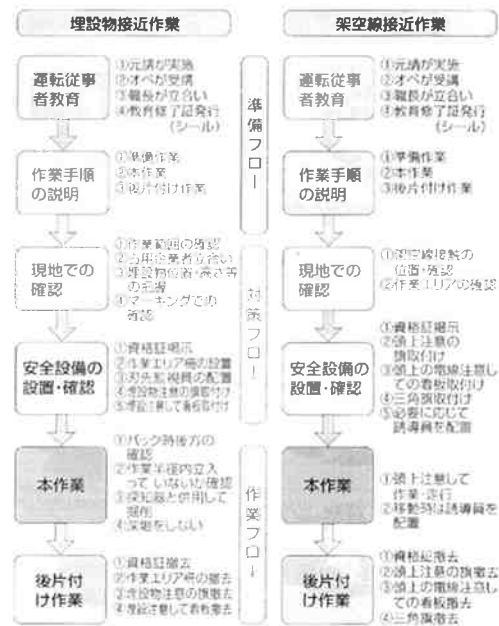
### 3. 運転従事者教育テキスト[バックホウ・ローラ編]の活用

舗装工事において、国土交通省所管建設工事事故データベース（5年間）を見ると、アスファルト工事に関わる災害が、372件のうち90件で24%を占めており、その工事の機種別ではバックホウに関わる災害が、115件のうち65件で56.5%を占めています。また、当社においても同様に過去バックホウの災害が多発していたことから、全社をあげてその災害防止に取り組んできました。しかし、オペレータを重点とした安全意識の高揚を図る教育が、作業所によってバラツキがあり、教育資料もないなどの問題がありました。そこでデータ分析に基づき当社独自で労働災害・埋設物事故および架空線事故防止を取り入れた「運転従事者教育テキスト<バックホウ・ローラ編>」を作成し、全社統一して活用を実施しました。その一例として、作業毎の災害・事故防止安全フロー（写真－5）およびバックホウによる災害事例（写真－6）を紹介します。

### 3. 災害・事故防止安全フロー



各作業の安全フローについては、作業手順に5W1Hで役割・責任・権限を明確にして作成し、関係者に指示をすること。

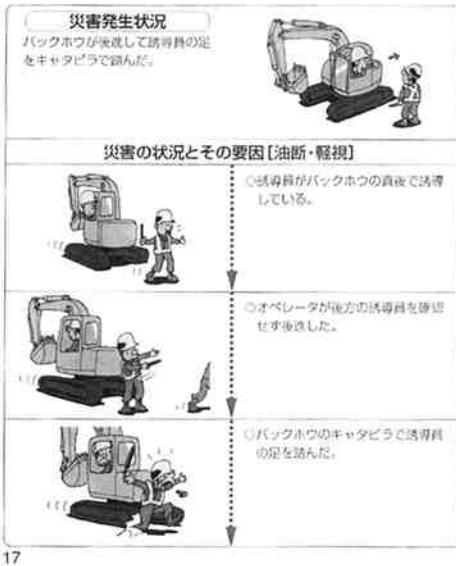


写真－5 災害・事故防止安全フロー

#### 4.1. バックホウによる災害

##### 事例 3

##### 掘削積込み作業



17

##### 【労働安全衛生法等】

- ① 車両や建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずる恐れのある箇所に労働者を立入らせてはならない。
- ② ただし、誘導者を配置し、そのものに建設機械を誘導させるときは、この限りでない。 [安衛法第158条] (社内基準)
- ③ 運転従事者教育を受講すること。 (未受講者運転禁止) (社内基準)

##### ミーティング指示内容

- オペレータと誘導員はお互いに位置を確認しながら作業する。
- 統一された服装、色で誘導する。
- 資格証の指示を示す。
- 誘導員が機體するが確認する。



確認

確認

##### 正しい作業例



18

写真-6 バックホウによる災害事例

#### (1) 新規入場者教育

新規入場者に対しては、新規入場者教育時に全社共有のルールである「安全作業の手引き」を活用し、協力業者の該当作業の遵守事項を重点に教育しています。

運転従事者については、「運転従事者教育テキスト」の遵守事項を教育するとともに、バックホウ、ローラなどに係わる災害・事故防止を図るため、重機近接作業、埋設物近接作業および架空線近接作業前の再教育を実施しています。

#### (2) 作業手順書の教育

協力業者職長による関係作業員への作業手順書の周知については、作業間の連絡調整を図るため、運転従事者も加えて、遵守事項を教育しています。

#### (3) 運転従事者教育

運転従事者に対しては、作業場所の環境を良く理解させるため、作業場所に集め、職員がリーダーとなって「運転従事者教育テキスト」を活用しながら、リスク評価に基づいた災害・事故防止の遵守事項を教育しています。

#### (4) 教育修了シールの活用

「バックホウ・ローラ運転従事者教育修了証制度」を設け、運転従事者に対して、現場の環境が変わる都度教育しています。また、修了者の保護帽に教育修了シール(写真-7)を貼り、安全確保への自覚を植え付けています。これは、教育受講の管理も容易にしています。

##### バックホウ・ローラ 運転従事者教育修了証

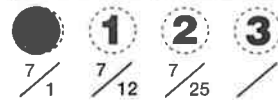


写真-7 教育修了シール

#### 例) 教育シールの活用方法

- 7/1 新規入場者教育終了後貼り付け
  - ① 7/12 架空線近接作業前教育終了時貼り付け
  - ② 7/25 埋設物近接作業前教育終了後貼り付け
- ※作業場所が変われば作業環境が変わることから、その環境に応じたリスク評価を行い安全対策を講じて作業する。

## 4. 資格掲示板の活用

重機（バックホウ・ローラなど）運転については、オペレータの資格の確認、作業前および作業中における重点遵守事項（私はルールを守って安全作業を行います。）を明記したマグネット装着式資格掲示板2種類<重機用・ローラ用>（写真－8）を作成しました。これを作業開始前に職長がオペレータに渡し、オペレータはその内容を一読したあと、重機のドアーなど目の付く位置に装着（写真－9）して安全意識の高揚を図っています。また、資格掲示板を装着していない、あるいは写真とオペレータが一致していない場合は、選任されていない者か、無資格者と判断でき、そのオペレータの排除にも大きな効果を上げています。



写真－9  
掲示板掲示状況



写真－8  
重機用掲示板（マグネット装着式）

## 5. 安全衛生管理能力の向上教育

システム教育要領に基づき、支店が新任、再任した監査員やトレーナー（平成19年度60名）に対して、年1回本社でOSHMSの内容、見直し箇所、前年度のシステム監査の結果などについて教育を実施し、その能力を向上させるとともにシステムの維持・継続・改善を図っています。

受講した監査員やトレーナーは、受講内容に依って支店社員および協力業者などに教育を行い、組織的なOSHMSの運用の向上に努めています。また、当社としてなお一層の安全衛生管理の水準の向上を目指し、安全コンサルタント資格者25名程度を目標に取り組みしており、現在20名の資格者が、施工検討会、安全衛生パトロールなどで指導やOSHMSの教育などに努めています。

## 6. 今後の安全衛生の取り組み

安全衛生活動の取り組みについて述べてきましたが、OSHMS導入後5年を経過し、導入前と比較すると災害が大幅に減少しました。その結果、1支店で、国土交通省東北地方整備局長より、平成19年度工事成績優秀企業の認定を受けました。これにはOSHMSの組織的運用も大きく寄与していると考えられます。

災害の防止を図るためには、安全衛生管理の能力、指導力および行動力のある現場監督者を育成し、責任と権限を付与して安全衛生をコントロールすることが大切です。

協力業者に対しては、災害がほぼ「安全作業の手引き」に記載されている内容から発生していることから、作業に対する安全遵守事項を良く理解させてから作業させることが大切です。また、現場管理監督者として指示したことは必ず確認して評価（指導）することが、作業員一人ひとりの安全の取り組みの動機付けとなり、安全衛生管理水準の向上につながると考えています。

今後は、OSHMSの運用のなお一層の強化を図るため、全社員に対して教育を行うとともに、本社、支店、作業所および協力業者を含めた組織的安全衛生活動を推進し、災害ゼロに挑戦したいと考えています。

## 7. おわりに

現在の建設業を取り巻く環境は、公共工事減少など、いろんな面で厳しく、〔Q〕、〔C〕、〔D〕、〔S〕のどれを取っても大切であり、さらに、環境〔E〕やモラル〔M〕にいたるまでの高レベルの管理が要求されています。

現場で働く関係者それぞれの立場で一人ひとりが自分の役割を認識し、「我が身の安全・仲間の安全」を基本に、先取りした安全衛生活動を強力に推進することで、「家庭の安全・企業の繁栄」につなげたいと思います。

災害で被災すれば、被災者は尊い人生を棒に振り家庭の破滅につながります。また、加害者も大きな悔いが残ります。元請、協力業者を含め、一人ひとりを安全の責任者として位置づけ、常々コミュニケーションをとり、快適な職場環境を目指し、当社としての安全文化の構築に努めていきたいと考えています。



URL <http://www.marugo.ne.jp>

従来品より通気性を大幅に改善。  
マジカルセーフティー#670

# Safety Shoes

普通作業に



マジカルセーフティー#670  
カラー:ホワイト、ブラック  
サイズ:24.5~29.0cm  
(28.5cmはありません)  
¥4,515(本体価格4,300円)

強さと軽さ、通気性の穴を開き鋼製先芯装備。  
マンダムセーフティー#775



マンダムセーフティー#775  
カラー:ブラック、グレー、ブラックイエロー  
サイズ:22.5~27.0・28.0cm  
(29.0・30.0cm)  
¥3,150(本体価格3,000円)

鋼製先芯がつま先を強固に守る。  
マンダムM833

# Rubber Boots

土木・農林業に



マンダムセーフティーM833  
カラー:グレー、ブラック  
サイズ:M/L/LXL  
¥2,415(本体価格2,300円)

鋼製先芯でつま先を守り、油に耐える。  
安全フロハックス#870



安全フロハックス#870  
カラー:ブラック、ホワイト  
サイズ:23.0・24.0~27.0・28.0・29.0cm  
¥3,150(本体価格3,000円)

⑤ 株式会社丸五

本社 / 〒710-1101 岡山県倉敷市琴原町1680 TEL:066-428-0230 FAX:066-428-7551  
東京営業部 / 〒101-0044 東京都千代田区錦糸町1-9-2 高知ビル5階 TEL:03-5296-1105 FAX:03-5296-1107  
大阪営業部 / 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区富洲5丁目1番28号 新大阪八千代ビル別館4階A号室 TEL:06-6396-6610 FAX:06-6396-6612  
直販部 / 〒701-0165 岡山県岡山市大内田767-3 TEL:086-428-1127 FAX:086-428-1210

# ご存知ですか?

## 本当に安全・安心・快適な作業スニーカーは 推奨品マークが決め手



プロテクティブスニーカーは公的試験の結果、規定を満たした商品には日本プロテクティブスニーカー協会(JPSA)の推奨タグを付け、あわせて靴箱に(社)日本保安用品協会の認定マークを表示する推奨品制度を設けました。この制度により、ユーザー様がプロテクティブスニーカーを購入される際にどの製品がJPSA規格の安全基準や耐久性を満たしたものであるかを、容易に判断できるようになりました。



社団法人 日本保安用品協会  
日本プロテクティブスニーカー協会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル5F TEL:03-5804-3125 FAX:03-5804-3126

今回は、遠く離れた親の介護について大まかに考えておいたらいいことをお伝えしました。その後、読者の反応があり、今回は介護保険サービス利用の流れや種類について少し具体的に触れたいと思います。ただ、専門家ではないので内容に不十分な点がありました場合にはお許しを願いたいと存じます。もっと詳しいことは市区町村、介護事業者などの介護相談窓口にお問い合わせください。

### ①介護保険サービスの利用の流れを知っておこう！

平成12年4月に公的介護保険が始まり、それ以降利用者自身が介護保険のメニューにある様々なサービスを自由に選べることになりました。といっても、単に物を購入するようなわけにはいきません。しかるべき手続きというものがあります。

まず、介護や支援が必要な状態になったとき、要介護度の認定審査（住まいのある自治体で手続き）を受けます。申請書や主治医の意見書などをそろえ、役所に申請します。たいいてい、介護保険担当課が窓口です。要介護認定の結果がでるまでに30日程度かかります。

その結果、たとえば、「要介護度2」となったとすると、ひと月、194,800円までの介護サービス（介護保険給付対象のもの）が利用できます（ただし、個人負担は1割）。限度額を超えるとオーバーした分は全額個人負担となります。

実際のサービス利用は、ケアマネジャー（介護支援専門員）に依頼します。介護サービス利用計画書の策定、サービス事業者との調整などをしてくれます。あとはサービス事業者と本人との契約となります。サービス利用計画書の内容については、利用者の同意が必要となっていますので、もし、内容などが気に入らなければケアマネジャーに再度、中身を変更、調整してもらいます。ケアマネジャーの選定は、介護保険担当課の窓口で市内にあるケアマネジャーがいる事業所（「居宅介護支援事業所」といいます）を教えてください。

ケアマネジャーに依頼して、サービス計画書作成、事業所とのサービス調整などの手間も介護保険サービスのメニューのひとつ（「居宅介護支援」といいます）です。こちらは全額公費負担で、個人負担は

ありません。わたしが住む市では20を超える事業所があり、どの事業所を選ぶか、迷うところですよ。何箇所か電話してみて、まずは対応がしっかりしているところを選び、実際に話を聞いてみるとよいでしょう。

### ②自宅で介護？ それとも施設へ入所？

介護サービスを選ぶ前に確認しておきたいことがあります。要介護の状態になったとき、本人はどこで、どんな生活を希望しているのか。また、介護する者（主に家族）はどう考えているのか。時に本人の希望と家族の考えが一致しないこともあります。事前にその辺りを明確にしておくことが大切です。

本人が自宅で住み続けたい（いわゆる在宅介護を希望する）とすると、介護を担うひと（マンパワー）、設備（階段や廊下の手すり、段差のない玄関、トイレ、風呂のバリアフリーなど）などが十分か、地域の在宅介護サービスの提供体制は大丈夫か、などが気にかかるところです。（サービスの種類は、大阪府のホームページがわかりやすかったので、ご紹介します。

<http://www.pref.osaka.jp/korei/kaigohoken/gaiyou/gaiyou/gai04.htm>

一方、施設（介護施設や民間高齢者住宅など様々なジャンルのものがある）での生活を選ぶ場合には、利用料金など経済的なこと、入所待ちの人数、施設内のサービス内容、スタッフの体制、緊急時の医療体制、苦情処理や相談体制などが重要ポイントです。施設により千差万別です。介護保険法がうたう、本人の尊厳を保った生活の自立支援を、施設側がどう考えサービスに反映しているか、また、実際の状況も確認しておくことが必要です。一旦入所してしまうと変更は簡単ではありませんので十分注意しましょう。

現在、施設入所の場合、たとえば、介護費用（介護保険でカバー）のほか食費、居住費、身の回り品などの日常生活費は、別途となっています。最近オ



オープンした近くの特別養護老人ホームは、全室個室で、「新型特養」と呼ばれ、月額費用の概算は、たとえば、特養に多くおられる要介護度4の方で、介護保険の個人負担1割(2.6万円)、食費(4.2万円)、居住費(個室家賃・光熱水費・管理費で3.5万円)、月額でおよそ10万~11万円程度かかるそうです。その他行事参加費、理容費などは別途です。

特別養護老人ホーム、老人保健施設や最近では民間の介護付き高齢者マンションのようなものなど、様々あります。要介護度、施設の種類、部屋の種類(個室、大部屋など)により毎月の支払いも変わってきます。民間の高齢者住宅の場合は、入居時の「一時金」が必要な場合が多いようです。金額もたとえば、50万~2000万越えなど相当幅があります。

### ③主な在宅介護サービスの様子を紹介

在宅介護サービス(ここでは自宅でのサービスを想定します)で利用の多いものは、デイサービス(通所介護)、訪問介護(いわゆるヘルパーさんのサービス)およびショートステイ(短期入所生活介護)の3つです。

デイサービスは、最近、まちでも送迎車両をよくご覧になれると思いますが、車椅子も乗降できるワゴン車でドア・ツウ・ドアで自宅と施設の間を送迎します。デイサービスセンターでは、おおむね6~8時間(午前8時頃から午後4時頃まで)、入浴、食事、レクリエーション、体操などで過します。最近では音楽療法、脳を活性化するプログラム、口腔ケア、栄養改善の取り組みなどを取り入れているところが増えてきました。また、中には高齢者に優しいマシン類を利用した運動プログラムを行うところもあります。ある病院ではリハビリの専門職である作業療法士がデイサービスの利用者に運動機能評価を行い、マシンプログラムを含む個別の運動メニューの提供も行っています。ことほど左様に、施設によりサービス内容は様々です。

訪問介護は、いわゆるホームヘルパーが自宅を訪問し、高齢者が不自由する料理、掃除、洗濯などの生活支援、あるいは、トイレ・入浴などの身体介護サービスを提供するものです。「生活支援」の内容も、ヘルパーに全部任せられるのではなく、できる



範囲で、ご一緒からだを動かすことに配慮し、自立した生活を促すような支援になってきています。なお、以前は自宅に他人を入れたがらないという風潮もありましたが、介護保険制度の理解や便利さを経験してか、その利用が進み、また、ホームヘルパーの質も高まり、サービス内容の充実とともに、利用して良かったという方が増えていると聞きます。

ショートステイは、介護する家族などが介護疲れから一時的に「休養」ととれるよう2~3日から、長い場合、数週間まとめて、特別養護老人ホームや老人保健施設などで臨時に入所するサービスです。送迎もあります。ひと昔前のように、1年365日、「介護地獄」的な様相は回避できるようになりました。

また、医師による定期の訪問診療や看護師による訪問看護、理学療法士、作業療法士などによる訪問リハビリテーションサービスもあります。

介護機器・用具のレンタル制度もあり、介護保険を利用して電動ベッドや車椅子などを借りることができます。

自宅のトイレ、風呂、廊下、玄関先へ手すりの取り付けなど比較的小規模な改修について改修費の支給もあります。

介護保険は、市区町村ごとに運営しています。介護保険以外の各自治体独自のサービスもあります。種類、手厚さはマチマチです。病院などへの通院や社会活動に参加する「移動サービス」、安心な緊急通報設備の利用助成、食事の配食サービス、おむつなど介護用品の利用助成の制度など様々です。詳しくは最寄の市区町村や介護事業所の相談窓口にお尋ねください。

介護はいつ終わるという先が見えません。自宅介護という場合には、このような在宅サービスを上手に利用することがコツともいえます。

国(厚労省)は、自宅介護を含め、いわゆる在宅介護を推進したい考えです。

施設サービスを希望する方も実際たくさんおられるようです。自宅での介護がなかなかきびしい状況の場合には、施設サービスを選ばざるを得ないということになります。

在宅を選ぶか、施設を選ぶか、親の生活エリアを選ぶか、介護する家族の居住エリアを選ぶか、はては、老親自身の国民健康保険をそのままにするか、息子などの扶養者にするかなどでも、介護保険料、介護施設の利用料金などが違ってきます。やはり、いざというときに、信頼のおけるケアマネジャーにいろいろ相談することが王道だと思います。

Q

安全衛生委員会の役割には、どのようなことがありますか？  
また、安全衛生委員会を有効に機能させるにはどのような取組みが必要ですか？

A

ご承知のように、労働安全衛生法により、建設業の場合、自社の労働者（社員）数が50人以上となる事業場ごとに、安全委員会及び衛生委員会を設置することになりますが、それぞれの委員会に代えて、「安全衛生委員会」を設置することができるかとされています。

また、安全衛生委員会の委員構成は、事業の実施を統括管理する総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者が議長になるほか、安全管理者、衛生管理者、産業医、その他委員の半数は、労働者の過半数を代表する者の推せん（労働者の過半数以上で組織される労働組合がある場合は労働組合の推せん）によって事業者が指名した者になっています（詳細は、安衛法17条、18条、19条を確認のこと）。

事業場において、安全衛生を確保するには、単に事業者が安全衛生上の措置を講ずるだけでなく、事業場の安全衛生の確保について、労働者が十分に関心をもち、その安全衛生上の措置について理解と協力を得る一方で、労働者の意見が安全衛生のための諸施策に反映される必要があります。その安全衛生に関し調査審議をする場が、安全衛生委員会です。

労働安全衛生関係法令では、安全衛生委員会において調査審議する事項を定めており、その内容は次表のようになります。このような内容を労使が協力し合って審議していくことが、安全衛生委員会の役割になります。

なお、次表の下線（アンダーライン）の箇所は、平成18年の省令（労働安全衛生規則）の改正において調査審議事項として織り込まれた事項です。これらの内容が事業場において定めている安全衛生委員会規程において網羅されているかを確認し、必要な場合には、同規程の調査審議事項を見直すことが必要です。

次に、安全衛生委員会の機能化についてですが、安全衛生委員会は、省令の定めで、毎月1回以上開催しなければなりませんし、議事で重要なものは記録し、これを三年間保存しなければなりません。

また、省令の改正で同委員会の開催の都度、遅滞なく、同委員会における議事の概要を次の①～③のいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないことが定められました。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に交付すること。
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が該当記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

したがって、まず、これらのことをきちんと行うことが、安全衛生委員会の機能化につながる基本と考えます。

各事業場における安全衛生委員会の開催状況を実際にみえますと ①安全パトロールの結果報告 ②健康診断の結果報告 ③行政機関からの指摘事項に対する対応 ④労働災害、事故等の発生に対応した再発防止策の実施 ⑤各種安全衛生情報の提供については、具体的に、適切な報告と審議が行われているようです。

しかしながら、省令の改正において審議事項となった、「危険性又は有害性等の調査等に関すること」、「安全衛生計画の作成と安全衛生計画の実施方法と実施状況報告、評価結果、評価結果に基づく必要な改善に関すること」、また、労働衛生関係の事項としての「長時間労働への対応」、「メンタルヘルスへの対応」については、十分な審議が行われているのでしょうか。これらが、省令の改正により、調査審議事項になるということは、同委員会が形式的な対応ではなく、より実効性のある対応を求めていることになります。

今後は、これらについても適切、かつ、十分な審議をしていくことが、同委員会の一層の機能化へと結びつくことになると考えます。

また、同委員会開催前には事前に、事務局が議長と議題、審議事項・報告事項を連絡調整したうえで、報告事項に多くの開催時間を割くことがないようにします。

安全関係（安全委員会）の調査審議事項 安衛法17条、安衛則21条	衛生関係（衛生委員会）の調査審議事項 安衛法18条、安衛則22条
<p>(1) 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。</p> <p>(3) 前(2)に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項 この重要事項には、次の事項がある。</p> <p>① 安全に関する規程の作成に関すること。</p> <p>② <u>建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。</u></p> <p>③ <u>安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。</u></p> <p>④ 安全教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>⑤ 厚生労働大臣、都道府県労働局、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。</p>	<p>(1) 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。</p> <p>(4) 前(3)に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 この重要事項には、次の事項がある。</p> <p>① 衛生に関する規程の作成に関すること。</p> <p>② <u>建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。</u></p> <p>③ <u>安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。</u></p> <p>④ 衛生教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>⑤ 化学物質に関する有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p>⑥ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。</p> <p>⑦ 健康診断、法令省令に基づいて行う医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p>⑧ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。</p> <p>⑨ <u>長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。</u></p> <p>⑩ <u>労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。</u></p> <p>⑪ 厚生労働大臣、都道府県労働局、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。</p>

注) ① 正確な調査審議事項は、安衛法17条、18条、安衛則21条、22条で確認のこと。  
② アンダーラインの箇所は、平成18年に改正された内容であること。

さらに、同委員会では、調査審議結果から合意事項、継続審議事項、次回確認事項等を議事録上に明確にして、次の同委員会開催時にそれらの状況

をフォローしていくことも重要であると考えます。これらのことを考慮され、同委員会の機能化へと努めていただくことを期待します。

#### ■ お詫びと訂正

本誌10月号（No.437）の「読者の声Q & A：電気災害の防止（20ページ／(1)～(4)）」の中で、以下の部分に誤り（下線部追加）がありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤：「・湿潤な場所、鉄板上等で対地電圧が150ボルトを超える移動式若しくは可搬式の電動機械器具を使用するときは、～」

↓

正：「・湿潤な場所、鉄板上等で移動式若しくは可搬式の電動機械器具を使用するとき、対地電圧が150ボルトを超える移動式若しくは可搬式の電動機械器具を使用するときは、～」

## 山梨県支部

### 木建安全パトロール隊「ブルーキャップス第4期隊」活動開始!

山梨県木造家屋等建築工事安全対策協議会（松井俊臣会長/建災防山梨県支部長）は、全国安全週間に併せて、7月4日に建災防山梨県支部事務所前にて、県内の低層住宅建築現場などの安全点検を行うパトロール隊「ブルーキャップス第4期隊」の発式を行った。



木建協構成団体である山梨県建設組合連合会などの各団体および山梨県内の各分会から選抜された31名で構成され、4班編成で年間延べ12回のパトロールを行う。

安全パトロールでは、現場内でヘルメットを着用しているか、手すりや安全ネットが適切に設置されているかなどを具体的にチェックし、是正が必要な場合、その場で改善を求め、迅速な対応による安全の確保を最優先としている。



「ブルーキャップス」の任期は2年で、2000年に第1期隊が活動を開始し、第3期隊までに約1,000ヶ所の現場をパトロールした。今回の第4期隊は、

この日も、式終了後に県内それぞれの低層住宅等建築現場のパトロールに出動し、隊員の熱心な指導に応え、各現場の作業員も積極的に協力していた。

## 立体映像（3D）を体験してみませんか！

中災防安全衛生情報センターの3Dシアターでは、実際に発生したヒヤリ・ハット事例等を参考として危険な状態や災害発生の状況を3Dでご覧いただけます。この体験を通じて、危険に対する感受性を高めることが期待できます。

また、事業場のニーズに合わせて3D等を活用した安全衛生教育として「製造業新入社員コース」と「建設現場安全コース」の2コースを用意しております。定員はいずれも60名で、費用は無料となっております。基本プログラムは下記のとおりです。

社員の安全衛生教育の場として、皆様のご利用をお待ちしております。

### ●基本プログラム（月曜～金曜：各コース2時間）

内 容	午前の部（10:10～12:10）	午後の部（14:10～16:10）
安全衛生講話	30分	30分
3D視聴	20分	20分
技術館見学	70分	70分

### ●問 合 せ 先

中災防安全衛生情報センター 管理課

電話 03-3452-3385

FAX 03-5443-0273

ホームページ <http://www.jaish.gr.jp>

## 災害事例 に学ぶ

その他  
中毒

# 室内塗装中に有機溶剤中毒

●作業種別:その他の建築 ●職種:塗装工 ●起因物:有害物

### 発生状況

閉め切った状態の室内において、4名で保護具の着用なしで天井の塗装作業中に1名が有機溶剤（トルエン）中毒になった。

### 考えられる原因

不安全状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●閉め切った室内</li> <li>●換気なし</li> </ul>
不安全行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護具なしでの作業</li> </ul>



発生状況図

### 再発防止のポイント

- 事業者は塗装作業の範囲、作業量、人員、換気と呼吸用保護具の使用などの作業の計画をたてる。
- 元請を中心に、前日に予定作業の確認と換気装置について打ち合わせをする。
- 事業者は有機溶剤作業主任者を選任し、その者の職務の遂行を確認する。
- 有機溶剤作業主任者は、作業開始前に全員を集めて、有機溶剤についての注意事項を周知し、作業手順を指示するとともに自ら換気の状態、保護具の確認をして作業にかからせる。
- 事業者は、保護具の使用に際しては、それぞれの保護具の特性をよく理解させて作業人数と同数以上を備え、清潔に保持する。

- 有機溶剤作業主任者などの指揮のもとで作業する。
- 作業者は有機溶剤の危険有害性などに関する教育をうける。
- 作業者は有機溶剤に直接ばく露しないようにする。
- 皮膚にふれていけないなど材料の性質を確認する。
- エンジン付きコンプレッサーを使用する場合は、十分な換気ができる場所に設置する。
- 使用中の容器はふたをする。
- 空容器は密閉又は屋外の一定場所に集積する。
- できるだけ有害性の少ない有機溶剤（例えば水溶性塗料）を使う。
- 換気が不十分な場所では、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する。
- 作業場所の周辺は火気厳禁とする。
- 換気が不十分な場所では強制換気を行う。
- MSDS（化学物質など安全データシート）などを用いて使用する有機溶剤の危険有害性などの確認と周知徹底を行う。

災害防止概要図

### 主な関係法令

#### ●労働安全衛生法施行令

第6条 有機溶剤作業主任者を選任する。

#### ●有機溶剤中毒予防規則

第5条 有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。（第7条～第13条において、適用除外、特例がある。）

第14条、15条、16条 局所排気装置のフードなど、性能などについて詳細に規定されている。1分間当たりの換気量は、作業時間1時間に消費する有機溶剤などの量に、決められた数値を乗じこれを超える換気量の制御風速が必要である。

第32条、第33条、第33条の2条 送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用および保護具の数などにつき、作業態様にあわせた規定がある。

ずい道等建設工事における粉じん対策に！

新しい送風

呼吸に合わせてファンが動く



# ブレスリンクブロワーマスク

興研株式会社

## ずい道工事の粉じん対策として マスク着用の徹底は重要事項

トンネル建設工事業における粉じん対策は、技術進歩や作業方法の変更等により、粉じん発生源対策を講じてもなお、粉じんの発生する場合がみられるとして、更なる粉じん対策を講じるよう求められています。

坑内の空気環境については換気計画等により粉じんの発生を基準以下に抑えるほか、さらに、個人防護対策として、呼吸用保護具を常時着用することが義務付けられています。

## マスク内への送風で粉じん侵入を防ぐ ブレスリンクブロワーマスク

坑内で使用される呼吸用保護具として、送風を行う電動ファン付き呼吸用保護具があります。電動ファンによって面体に空気が送風されてマスク内が陽圧となり、接顔部にすき間が生じた場合には、そこからマスクの外へ空気が噴出して粉じんが漏れ込むことを防ぐことができます。(写真1)

ブレスリンクブロワーマスクはさらに、面体内の圧力を常時感知しているため「息を吸った際に

のみ送風」をし、息をしないうちは送風を行わないブレスシンクロナイズド機構を内蔵しています。

この「呼吸に合わせて送風」は、粉じんの漏れ込みを抑える「安全性」と負担なくマスクを装着できる「快適性」の2つを同時に満たします。

## 電池は別パーツとして軽量小型化 多様な動作があってもマスクがズレにくい

ブレスリンクブロワーマスクは、面体部に送風ユニットを組込んだコンパクト設計。重量がかさむバッテリーは別パーツにして本体を軽量化し、防じんマスク同様に装着することができます。

トンネル建設工事の作業現場では、上を向いたりかがんだりなど、着用者の動きや姿勢によってマスクがズレやすくなる場合があります。ブレスリンクブロワーマスクは軽量であるため顔が動いてもマスクがズレにくく、安定した装着を維持できます。(写真2)

呼吸に合わせて送風は「楽な呼吸」を提供し、コンパクトで軽量のボディーは、「装着の負担軽減」だけでなく面体との「フィットを維持する役目」も果たしているのです。

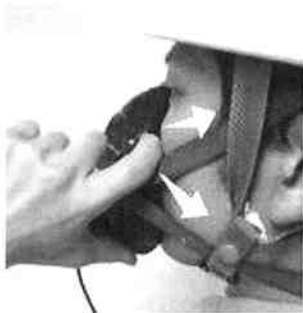


写真1

呼吸に合わせて送風するブレスリンクブロワーマスク。わざとすき間を造れば、そこから空気が噴出していることを確認できる



写真2

坑内のかがむ姿勢でも、小型のブレスリンクブロワーマスクは作業性を邪魔しない。軽量なので、いろいろな動きをしても装着していてズレにくい



JIS規格に準拠するBL-100S型（電動ファン付き呼吸用保護具）と、送風量を抑えて稼働時間を長くしたBL-50型の2機種

掘削、積み込み・積み下ろし、コンクリート等吹付けなど、発生粉じん量が多いとされる作業に使用しやすいブレスリンクブローマスク

JIS T 8157 準拠  
電動ファン付き  
呼吸用保護具



ブレスリンクブロー  
サカヅ式 BL-100S型



ブレスリンクブロー  
サカヅ式 BL-50型

捕集効率99.9%以上のフィルターを装着するBL-100H型は、アスベストの除去作業にも使用されている

JIS T 8157 準拠  
電動ファン付き  
呼吸用保護具



ブレスリンクブロー  
サカヅ式 BL-100H型

性能	BL-100H	BL-100S	BL-50
送風タイプ		呼吸追跡	
フィルタの捕集効率	99.9%以上 (NaCl)	99%以上 (ヒューム) 95%以上 (DOP)	
防護率	99.9%以上	99%以上	
面体の内圧	陽圧であること (0~400Paの範囲内)		
公称最低必要風量	48L/min以上 (40L/minの呼吸量に対して陽圧) 40=1.6L×25回	20L/minの 呼吸量に対して 陽圧	
公称稼働時間	10時間以上	10時間以上	13時間以上
ファン耐用時間の 目安	約2000時間		

### 専用フードをかぶって飛沫対策 メガネをかけての作業も可能に

ブレスリンクブローマスクは、顔面への粉じんや飛沫等を防ぐための専用フードを併用することができます。半面形なので普段からご使用のメガネをかけて作業することができます。(写真3)



写真3  
飛沫を避ける専用フードを装着すれば普段かけているメガネを着用して作業ができる



写真4  
ずい道工事でのさまざまな動きに対して、マスクの装着をサポートするコードクリップ

### 顔の形と動きに合いやすい接顔部 フリーポジションアンダーチン面体を採用

長年の防じんマスク開発で培われてきた技術の一つに、接顔部のデザインがあります。

高性能なマスクの能力を十分に発揮して使用するには、接顔部が良好にフィットしなければならない…この発想の実現のために設計されている接顔部「フリーポジションアンダーチン面体」をブレスリンクブローマスクにも採用しています。

ゆとりを持ったカーブの形状としなやかなシリコン素材によって、顔面との接触面積に余裕が生まれた密着しやすい面体です。(写真5)



写真5  
マスクの密着を実現するフリーポジションアンダーチン面体。ならではの独特の立体形状は、顔の寸法データの蓄積を基に設計されている

#### 営業所

北海道	TEL 011(832)3911	大阪	TEL 06(6326)9223
仙台	TEL 022(225)3791	神戸	TEL 078(511)0414
新潟	TEL 025(255)0121	倉敷	TEL 086(423)2321
千葉	TEL 043(293)0411	広島	TEL 082(283)7880
熊谷	TEL 048(524)2928	新居浜	TEL 0897(34)8927
東京	TEL 03(5276)8063	九州	TEL 0942(38)1651
横浜	TEL 045(242)6566	長崎	TEL 095(844)8406
名古屋	TEL 052(842)1722		

興研株式会社  
安全衛生ディビジョン

本社 〒102-8459 東京都千代田区四番町7  
TEL 03(5276)1911 Fax 03(3261)0589  
URL <http://www.koken-ltd.co.jp>

# 死亡災害 対前年同期比37人減 <-9.4%>

■業種別死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)  
(平成19年9月末日現在速報値)

業種	平成19年 1月～9月		平成18年 1月～9月		対18年比較	
	死傷者 数(人)	構成比 (%)	死傷者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	62,274	100.0	63,750	100.0	-1,476	-2.3
建設業	13,434	21.6	13,937	21.9	-503	-3.6
製造業	15,586	25.0	16,097	25.3	-511	-3.2
鉱業	211	0.3	234	0.4	-23	-9.8
交通運輸業	991	1.6	1,095	1.7	-104	-9.5
陸上貨物運送業	7,018	11.3	7,299	11.4	-281	-3.8
港湾荷役業	163	0.3	164	0.3	-1	-0.6
林業	1,082	1.7	1,049	1.6	33	3.1
その他の事業	23,789	38.2	23,875	37.5	-86	-0.4

■業種別死亡災害発生状況  
(平成19年11月7日現在速報値)

業種	平成19年 1月～10月		平成18年 1月～10月		対18年比較	
	死亡者 数(人)	構成比 (%)	死亡者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	1,036	100.0	1,137	100.0	-101	-8.9
建設業	357	34.5	394	34.7	-37	-9.4
製造業	206	19.9	219	19.3	-13	-5.9
鉱業	10	1.0	15	1.3	-5	-33.3
交通運輸業	20	1.9	15	1.3	5	33.3
陸上貨物運送業	154	14.9	149	13.1	5	3.4
港湾荷役業	7	0.7	11	1.0	-4	-36.4
林業	38	3.7	47	4.1	-9	-19.1
その他の事業	244	23.6	287	25.2	-43	-15.0

■建設業における死亡災害  
の発生状況(平成19年11月7日現在)

都道府県名	年別	19年 1～10 月計	18年 1～10 月計	対前年 比較
北海道	青森	22	15	7
	岩手	5	4	1
	宮城	4	2	2
秋田	秋田	4	5	-1
	山形	5	6	-1
	福島	1	5	-4
茨城県	茨城	6	6	0
	栃木	13	7	6
	群馬	4	7	-3
群馬県	群馬	6	3	3
	千葉県	9	13	-4
	東京都	17	19	-2
神奈川県	神奈川	31	28	3
	新潟	11	18	-7
	新潟	8	12	-4
富山県	富山	4	8	-4
	石川	3	2	1
	福井	4	5	-1
山梨県	山梨	5	3	2
	長野	6	6	0
	岐阜県	8	7	1
静岡県	静岡	13	14	-1
	愛知	15	25	-10
	三重	11	7	4
滋賀県	滋賀	4	3	1
	京都府	6	4	2
	大阪府	27	31	-4
兵庫県	兵庫	13	17	-4
	奈良	6	1	5
	和歌山	7	4	3
鳥取県	鳥取	1	4	-3
	島根	4	5	-1
	岡山	5	6	-1
広島県	広島	9	6	3
	山口	8	11	-3
	徳島県	5	1	4
香川県	香川	3	6	-3
	愛媛	4	10	-6
	高松	2	3	-1
福岡県	福岡	14	14	0
	佐賀	1	5	-4
	長崎	3	4	-1
熊本県	熊本	3	8	-5
	大分	3	1	2
	宮崎	4	6	-2
鹿児島県	鹿児島	6	8	-2
	沖縄	4	9	-5
合計		357	394	-37

Clean, Health, Safety

**KOKEN**

# 粉じんが漏れこみにくい!

## 呼吸にリンクした送風で作業者の負担を軽減

### ブレスリンクブローマスク



省エネ・省資源

Eco

一定流量の送風タイプに  
比べてムダな送風をカット!  
バッテリーやフィルターの  
消耗を抑えます。

## 安全性

送風で  
漏れ込みをガード



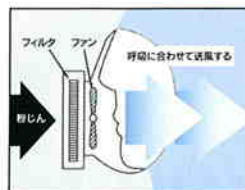
送風を行うマスクです

万が一隙間が生じた場合には一般の防じんマスクとは違って、面体の中から空気が外へ噴出する状態になります。



## 快適性

呼吸がラク  
湿気が気にならない



送風は着用者の呼吸  
にぴったり合わせます

だから楽に装着することができます。マスク内に湿気がこもりにくく、快適に着用できます。

さまざまな作業に幅広く対応し呼吸負担を軽減します



BL-100S型

BL-50型



トンネル内作業



溶接作業



アスベスト除去作業



BL-100H型

※製品の色は印刷または撮影の都合により、実際の色とは多少異なる場合があります。 ※BLシリーズはバッテリーが必要です。

# 興研株式会社

安全衛生ディビジョン

本社

〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地  
TEL. 03-5276-1911(大代表) FAX. 03-3261-0589  
URL <http://www.koken-ltd.co.jp>

# 業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を  
一番よく知っている「建設共済」。  
もしもの時、大きな安心で会社を  
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度  
**建設共済**

## 財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：各都道府県建設業協会

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、  
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済  
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの  
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>